

この冊子では、災害に関して、よくあるご質問とその回答をご紹介します。

Q 1 災害により住宅が被害を受けた場合、住宅の再建・補修のための援助制度には、どのようなものがありますか？

以下のような制度があります。

なお、自治体によっては利用できない制度もありますので、制度の利用の可否や支援金額等、詳しくは各自治体にお尋ねになってください。

(1) 被災者生活再建支援法に基づく支援制度

一定規模以上の災害により、住宅が全壊や大規模半壊など、生活基盤に著しい被害を受けた世帯について、居宅被害の程度に応じて支給される**基礎支援金**と、住宅再建方法に応じて支給される**加算支援金**の最大 300 万円の支援金が支給される制度です（金額は次のとおり。ただし、単身世帯の場合は4分の3となります。）。

< 基礎支援金 >

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
基礎支援金	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

< 加算支援金（全壊、解体、長期避難、大規模半壊の場合） >

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
加算支援金	200 万円	100 万円	50 万円

< 加算支援金（中規模半壊の場合） >

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
加算支援金	100 万円	50 万円	25 万円

基礎支援金の支給には、「罹災証明書（り災証

明書）」が必要となります。加算支援金の支給には、再建方法がわかる資料が必要となります。

基礎支援金の申請期間は災害発生日から 13 か月間、加算支援金の申請期間は同じく 37 か月間となりますので注意しましょう。申請窓口は市町村となります。

住宅の居住者が対象ですので、賃貸住宅の場合は、貸主ではなく借主世帯に支援金が支給されます。

被災状況により、この制度を利用できる自治体と利用できない自治体があります。詳しくは自治体に問合せをしてみてください。

(2) 災害救助法に基づく応急修理制度

災害のため住宅が大規模半壊、中規模半壊、半壊又は半壊に準ずる程度に損傷（準半壊）し、そのままでは住むことができない状態にあり、これを修理することにより被災者が仮設住宅等に入居しなくなると見込まれる場合に、市町村が被災者に代わって直接修理を行うものです。中規模半壊、半壊又は準半壊の場合は、自らの資力では応急修理をすることができない世帯であることが必要です。

なお、この制度を利用した場合には、仮設住宅等への入居を断られる場合もありますので、注意が必要です。

利用条件、申請方法、申請期間等は市町村にお問合せください。

(3) 自治体による融資制度

自治体によっては、災害時に住宅再建支援のための融資等を行っていますので、都道府県又は市町村にお問合せください。

(4) 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度

住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度は、災害により被害を受けた住宅の所有者又は当該住宅に住んでいた方で、地方公共団体から「罹災証明書（り災証明書）」を交付されている方が、住

宅を建設、購入又は補修される場合に、資金の融資が受けられる制度です。

建設・購入の場合、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書（り災証明書）」が必要なほか、融資条件や対象要件があります。

融資申込みは、お近くの災害復興住宅融資取扱金融機関の窓口か、郵送により住宅金融支援機構郵送申込係に行うことになります。

詳しくは、災害復興住宅融資取扱金融機関あるいは住宅金融支援機構にお問合せください。

(5) 上記のような支援制度ではありませんが、住宅ローン等の債務を減免しうる制度として、「**自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン**」があります。

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づき、生活再建資金を手元に残した上で、債務の大幅な減額や免除が認められる可能性があります。この手続は、最も多額の多額の借入れをしている金融機関に手続着手を申し出て、金融機関からの手続を進めることの同意を得ることによって、開始します。

詳しくは、利用の可否を含め最寄りの弁護士会にお問合せください。なお、借入先が銀行の場合には、全国銀行協会相談室（0570-017109 又は 03-5252-3772、平日 9：00～17：00 まで）へお問い合わせいただくことも可能です。

Q 2 災害で避難生活をしていたため、家賃を 1 か月分滞納してしまいました。貸主から賃貸借契約を解除されることはありますか？

災害の影響で給与が減額されたとしても、賃料の支払義務がなくなることはありません。賃貸借契約は、信頼関係に基づく継続的な契約ですので、解除するためには、賃料不払等の債務不履行により、賃貸人と賃借人の**信頼関係が破壊された**といえる場合でなければなりません。

一般的には、1か月分の賃料不払を理由に賃貸借契約が解除されることはあまりないといえますが、信頼関係が破壊されたといえるかどうかは、従前の経緯等を含め総合的に判断されるものですので、一概にはいえません。

今後、賃料滞納額が増えたり、滞納の期間が長期にわたったりするような場合は、賃貸借契約を解除され、立退きを求められる可能性も高くなるでしょう。なお、裁判手続によらないで建物の入口の鍵を変えるなどして強制撤去させること（これを**自力救済**といいます。）は禁止されています。

詳しくは、弁護士等の専門家にご相談ください。

Q3 災害の影響で住宅ローンの支払が苦しくなりました。どうしたらよいのでしょうか？

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づき、生活再建の資金を残した上での住宅ローンなどの**債務の減免**を受けられる可能性があります。まずは最寄りの弁護士会に相談してください。また、**破産**や**個人再生**といった法的手続により債務の整理をすることができます。

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づき、生活再建資金を手元に残した上での大幅な減額や免除が認められる可能性があります。この手続は、最も多額のローンを借りている金融機関に手続着手を申し出、金融機関からの手続を進めることの同意を得ることによって、開始します。現状を説明し、相談されるとよいでしょう。

また、住宅ローン等の債務の支払ができなくなった場合、破産や個人再生といった法的手続をとることにより、債務を整理することができます。具体的には、破産では、免責により債務の支払責任を免れることになり、個人再生では、所定の額を原則3年の分割払いをし、残額が免除となります（住宅ローンについては、異なる取扱いとなる場合があります。詳しくは弁護士等にご相談くだ

さい。）。

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」において債務が免除された場合と、破産を申し立てて免責が認められた場合の違いは、(1)手元に残せる自由財産の枠（ガイドラインの場合、通常の破産手続より多くの財産を手元に残せる可能性があります。）、(2)信用情報登録機関への登録（ガイドラインの場合、信用情報登録機関に登録されませんので、住宅再建・生活再建のための新たな借入れをすることが可能です。）、(3)保証人への請求がなされるか（ガイドラインの場合、原則、保証人への請求はなされません。）、(4)弁護士等の専門家の関与（ガイドラインの場合、弁護士等の「登録支援専門家」による無料の支援が受けられます。）等です。

Q4 災害で隣の土地の擁壁が損傷しました。いつ擁壁が崩壊し地盤が崩落してくるか心配です。どうしたらよいのでしょうか？

隣地所有者に対し、地盤が崩落する危険を防止するための措置を求めることが考えられます。隣地所有者との交渉が進まない場合は、所有権に基づく妨害排除請求訴訟を提起することも考えられます。

隣地の擁壁は他人の所有物ですので、無断で工事などをした場合には、不法行為に基づく損害賠償請求等責任を追求されるおそれがあります。

交渉や訴訟によって、地盤が崩落する危険を防止するための措置を求めることが適切です。

詳しくは、弁護士・司法書士等の専門家にご相談ください。

令和8年8月7日作成

令和8年熊本地震に関するQ&A



法テラスでは、令和8年熊本地震の被災者の方を対象に、**弁護士・司法書士による無料法律相談**を実施しています（事前予約制 予約可能時間は平日 午前9時から午後5時まで）。

また、今般の災害に関する法的トラブルでお困りの方に法制度や相談窓口を無料でご案内いたします。

ご予約・お問合せ

法テラス災害ダイヤル
(通話料・利用料無料)

おなやみレスキュー
☎ 0120-078309

平日 9:00~21:00
土曜日 9:00~17:00
(祝日・年末年始を除く)

他にも、多くのQ&Aを
ホームページで公開しています
法テラス・ホームページは
こちらから >>

<https://www.houterasu.or.jp>

